

別冊給水装置工事施行基準
岬水道事業

令和6年 10 月

岬水道センター

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。

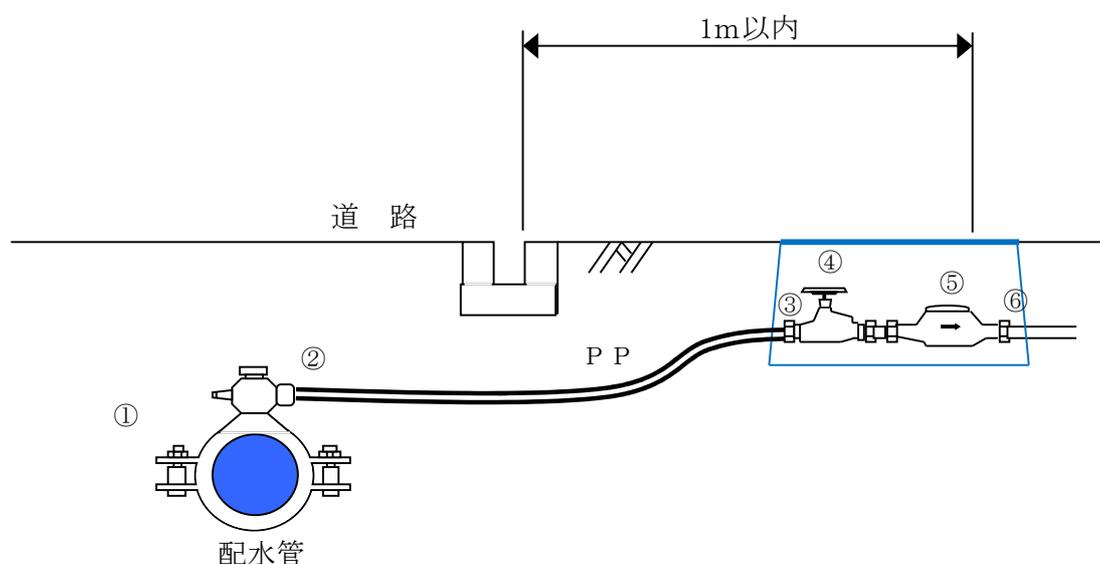
見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法(P.67)

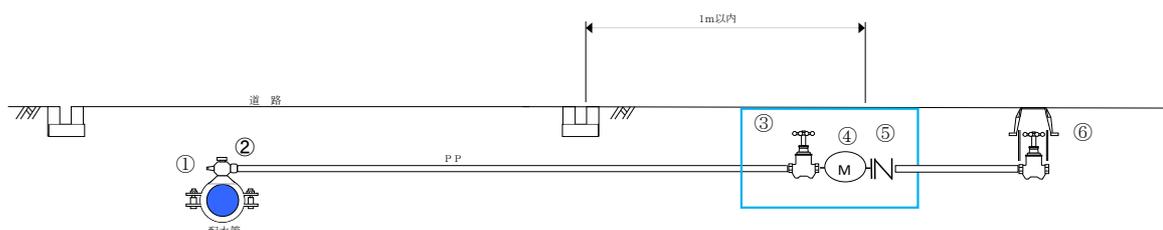
2. 配水管等の取付口から敷地内までの配管例は以下のとおりとする。

○口径 13～25mm



項目	種類
①分水	サドル付分水栓
②継手	分止水栓用伸縮継手
③継手	メーター用継手又はバンド
④止水栓	逆止弁付ボール式伸縮止水栓
⑤メーター	φ13～φ25
⑥メーター下流側	HIメーター用継手

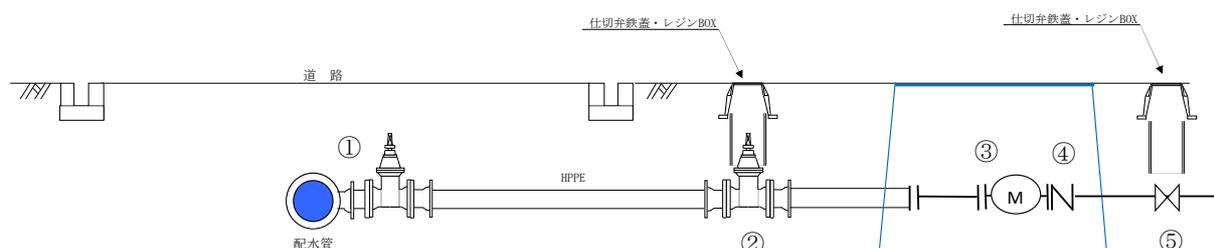
○口径 30～40mm



項目	種類
①分水	サドル付分水栓
②継手	分止水栓用伸縮継手
③メーター上流側止水栓	ボール式伸縮止水栓
④メーター	φ 30～φ 40
⑤逆止弁	上水用フランジ+スプリング式逆止弁 ※スプリング式逆止弁の設置は協議による
⑥メーター下流側止水栓	青銅製スリースゲート式止水弁

※貯水槽式の場合は不要とする。

○口径 50～75mm



項目	種類
①分水	サドル分水栓 (配水支管 φ 50 まで) 不断水割丁字管 (配水支管 φ 75～)
②仕切弁	ソフトシール仕切弁 ※量水器内に入る場合は青銅製スリースゲート式止水弁も可能
③メーター	φ 50～φ 75
④逆止弁	スプリング式逆止弁 ※スプリング式逆止弁の設置は協議による
⑤メーター下流側仕切弁	ソフトシール仕切弁又は 青銅製スリースゲート式止水弁

※貯水槽式の場合は不要とする。

○全口径について

- ・メーター2次側については、参考(企業団指定ではない)とする。
- ・水圧が高い地域については、企業団が水圧調整のために止水栓等を指定する場合がある。

5.2 給水管の取出し

5.2.1 分岐(P.68)

1. 分岐の条件及び施工の留意点

(8) 配水管からの分岐口径は下記のとおりとする。

配水管		分岐管の口径 (mm)										
管種	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	
ダクタイル鋳鉄管 及び 鋳鉄管	75	A						分岐 不可				
	100	A						分岐 不可				
	150	A						分岐 不可				
	200	A						分岐 不可				
	250	A						分岐 不可				
ビニル管	300	A						分岐 不可				
	40	A						分岐 不可				
	50	A						分岐 不可				
	75	A						分岐 不可				
配水用ポリエチレン管	100	A						分岐 不可				
	150	A						分岐 不可				
	50	A						分岐 不可				
	75	A						分岐 不可				

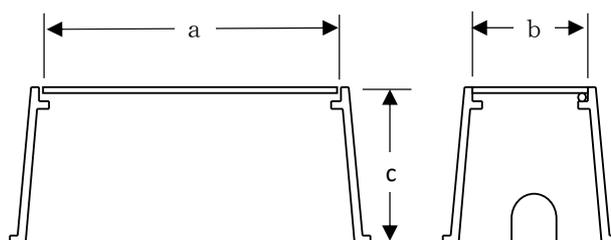
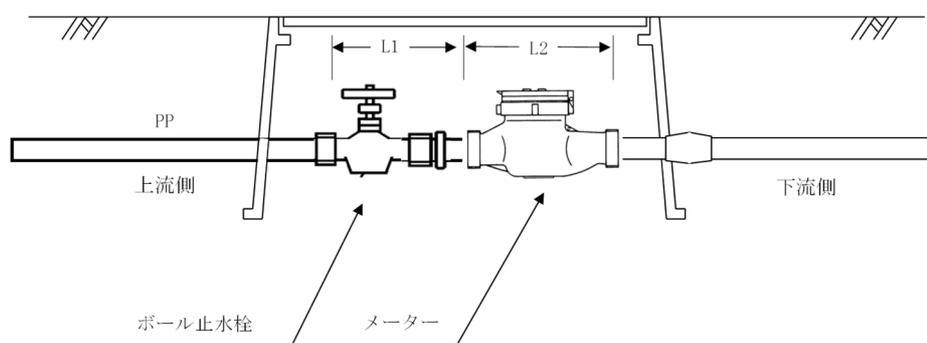
A	サドル付分水栓	B	不断水式T字管又は二受T字管
---	---------	---	----------------

5.4 メーター設置基準

5.4.1 メーター室の構造(P.76)

1. (2)口径 40mm、50mm、75mm のメーター室の構造は次のとおりとする。

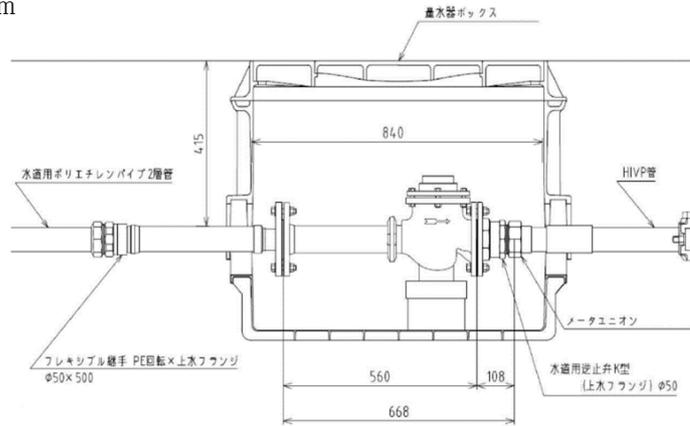
○口径 40mm



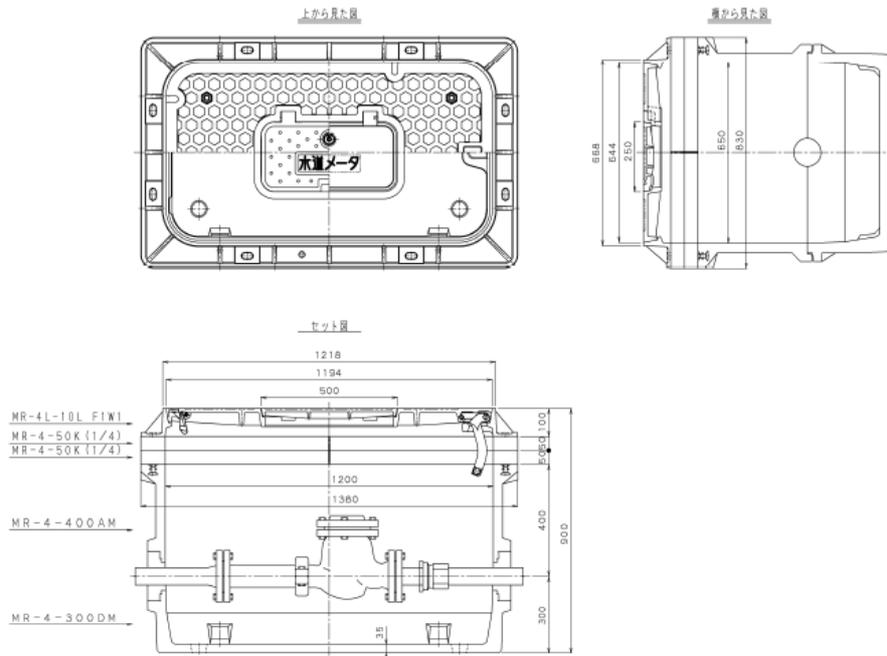
メーター口径	L1	L2	a	b	c
40	193~198	245	500	200	200

※a.b は最小寸法、cは参考寸法、単位は mm

○口径φ50mm



○口径φ75mm



単位:mm

メーター口径	メーター室寸法		メーター長さ Lm	メーター深度	
	A	B		h1	h2
50	840 以上	420 以上	560	300 以上	130 以上
75	1200 以上	610 以上	630	425 以上	200 以上

※上記の寸法を満たせば二次製品でも可とする。品質については協議する。